

生活保護基準引下げに係る各種制度に対する政府の財政措置を求める意見書

本年8月に予定されている生活保護基準引下げにより影響を受ける各種制度に対し、政府は、就学援助、保育料減免、児童養護施設等の運営費等については、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とするとし、地方単独事業については、その趣旨を理解した上で各自治体において判断するよう依頼するという考え方を示しています。

その一方で、個人住民税の非課税限度額等については、平成26年度以降の税制改正において対応することとし、生活保護基準額は、予算編成後に示すこととしていますが、生活保護基準の見直しによって影響を受ける各種制度への対応を先送りしたことは、大きな問題です。

特に就学援助制度については、対象となる準要保護世帯の認定基準が生活保護制度を基として各自治体において設けられているため、基準の変更により直接影響を受けることとなります。また、準要保護世帯に対する就学援助に要する経費については、国の補助金制度が廃止され、地方交付税に切り替えられたことから、各自治体においては財源の確保に困難を極めているところ です。

できる限り影響が及ばないようにすると言うのであれば、厳しい財政事情の中でも、各自治体が現状の水準を保てるだけの財政援助を明確にすべきです。

よって、国におかれましては、生活保護基準引下げの影響が各種制度に及ばないように、財政措置も含めた万全の対策を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月25日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣